

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	unbanked株式会社
【英訳名】	unbanked inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 胡 燕
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿1丁目18番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 胡 燕は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

当社グループは、金地金事業、ノンバンク事業を主な事業としており、売上高が事業活動の規模や成果を表す指標として最も適切な指標と判断しております。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価、棚卸資産、貸付金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクの大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社は、2025年12月15日付で発覚した、当事業年度に発生した1,340百万円の金地金取引（以下、「本件取引」といいます。）における売上債権の回収遅延が生じている件に関し、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を行う目的で、外部弁護士で構成する調査委員会による調査を進めてきました。

2026年2月27日付で、当社監査等委員会経由により調査報告書を受領し、調査委員会が、本件取引における売上債権の未回収が発生した原因として、

- 1 新株主に関する事実確認等を行わないまま本件取引を実施したこと
- 2 取引開始にあたり取引先の実態に関する事前確認が不十分であったこと
- 3 取引開始後、取引先の与信について懸念を持つ契機となる事象が生じていたにもかかわらず、信用調査等を行わないまま本件取引を継続したこと
- 4 取締役会に十分な情報が提供されていないこと

などの指摘を受けました。当社は、調査委員会による提言を踏まえ、今後は未回収が発生したスクラップ品の金地金取引を一切行わず、掛け取引につきましては、取締役会で承認を受けた特定の業者（当社取扱い国内ブランドの金地金精錬会社等）に限定し、投資目的の一般顧客との掛け取引は行わないこととし、2026年3月6日付で、本件取引における売上債権の未回収が発生した原因に基づき、以下の再発防止策を策定し対応してまいりました。

(再発防止策)

- (1) 株主とのコミュニケーションの実質化とガバナンスの強化
 - 主要株主の実態調査
 - 株主から提案を受けた取引に対する意思決定プロセスの見直し
 - 経営陣の意識改革研修の実施
- (2) 社内規程の周知徹底と実効的な与信管理体制の再構築
 - 社内規程の周知徹底と継続的な見直し
 - 実効的な与信管理体制の再構築
- (3) 取締役会における議論の実質化と社外取締役による監視機能の強化
 - 網羅的な情報共有
 - 社外取締役による監視機能の強化

当社では、上記の再発防止策による改善を進めてまいりましたが、2026年5月25日に、株式会社東京証券取引所より、下記のとおり、特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受け、当社株式は、2026年5月26日付で特別注意銘柄に指定されました。

1. 銘柄 unbanked株式会社 株式(コード: 8746、市場区分: スタンダード市場)

2. 特別注意銘柄指定日 2026年5月26日(火)

理由(関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため

(有価証券上場規程第503条第1項第4号)

3. 上場契約違約金金額 1,440万円

理由(関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため

(有価証券上場規程第509条第1項第2号)

4. 理由の詳細

unbanked株式会社(以下「同社」という。)は、2025年7月から11月にかけて行った金スクラップ品の取引(以下「本件取引」という。)における売掛金1,340百万円が未回収となったことを受けて、2026年3月2日(修正版は同年3月4日)、本件取引の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を目的として設置した外部弁護士により構成される調査委員会の調査結果を開示しました。

これにより、同社では、同社が2025年7月まで行っていなかった金スクラップ品の掛取引を販売先の信用情報を十分に確認せずに2025年7月以降繰り返しており、必要な内部統制システムが適切に運用されていなかったことが明らかになりました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

- ・2020年7月11日付での特設注意市場銘柄(現「特別注意銘柄」)への指定を受けて策定された改善策について、2022年4月1日付での特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、与信管理等の社内規程の理解・運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、指定解除後に就任した経営陣はこれらを省みることがなく、過去の不適切な会計処理が行われた当時と同様にリスクの高い取引に対する牽制体制が機能していなかったこと
- ・経営陣は、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思い込みにより、本件取引が同社にとって通常とは異なるリスクの高い取引条件であったにもかかわらず、取引開始に際して取締役会決議を経るなどの慎重な対応が必要との認識に至らず、また、取引開始後も取締役会ではリスクの低い取引であるなどと実態と異なる説明を行い、その後に顕在化した取引先の与信上の問題を報告しないなど、リスク評価と対応において慎重さを欠いていたこと

以上を総合的に勘案すると、同社では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反したと認められ、

かつ、同社は2026年3月6日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、過去に策定した改善策の実効性のある運用が継続できていなかった中で、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思いこみによって、リスク評価と対応が不十分なまま本件取引を繰り返した結果、同社にとって多額の売上債権の未回収を生じさせたという内部管理体制に極めて重大な不備が生じていたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

これらの状況から、当社としましては、本件取引における売上債権の未回収が発生した原因に基づき、当社の全社的な内部統制や関連する業務プロセスには不備があったと判断致しました。また、決算訂正が生じたことから、決算・財務報告プロセスにも不備があったと判断致しました。これらの不備の財務報告に与える重要性に鑑み、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記不備につきましては、当事業年度末日後に再認識したことや既に策定した再発防止策を再検討・見直しする必要があることから、当該不備を当事業年度末日までに是正することができておりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するため、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。